

みんなの力で非正規差別をなくそう！

「労働契約法20条裁判をたたかう 郵政原告団を支える会」結成総会

◆11月30日(日) 13:30～ ◇農水省共済組合南青山会館 (地図参照)

正社員と同じ仕事をしているにもかかわらず、手当や休暇など労働条件に差をつけられるのはおかしい、と格差の是正を求めて、12名(東京地裁3名、大阪地裁9名)の郵便局で働く非正規労働者が裁判に立ち上がりました。

昨年4月に施行された労働契約法20条は、期間の定めのあることを理由に労働条件に不合理な差をつけることを禁じました。この法律を活用し、格差による手当の支払いと夏期・冬期休暇や病気休暇などの付与を求めています。さらに過去の請求にとどまらず、手当や休暇を定めた正規労働者の就業規則等の適用を求めています。この裁判は郵便局で働く郵政非正規労働者の未来を切り開くたたかいです。

日本社会では非正規労働者が増加し、その占める割合は全雇用労働者の4割(約1900万人)にも及びます。今、正規労働者と非正規労働者の格差の是正は切実な課題であり、労契法20条裁判の果たす役割は大きなものがあります。

東西二つの裁判は原告12名と24名の弁護団でたたかわれています。原告は有期雇用であることを覚悟の上で立ち上がりました。その決意に応え、長期に及び裁判闘争を財政的に支えることを目的に「労働契約法20条裁判をたたかう郵政原告団を支える会」を結成することになりました。

つきましては、下記のとおり、郵政ユニオンの15春闘勝利総決起集会を合わせて、「支える会」結成総会を開催しますので、多くのみなさんの参加を訴えます。

「労働契約法20条裁判をたたかう郵政原告団を支える会」結成総会

◆日時 11月30日(日) 13:30～

◇場所 農林水産省共済組合南青山会館 (港区南青山5丁目7-10)
(地下鉄銀座線・半蔵門線「表参道」駅B3出口 徒歩2分)

《II部》 労契法20条裁判勝利！ 15春闘勝利！ 中央総決起集会

労働契約法20条裁判をたたかう郵政原告団を支える会・準備会

連絡先：〒170-0012 東京都豊島区上池袋2-34-2

TEL:03(5974)0816 FAX:03(5974)0861

南青山会館への交通アクセス

- 農林水産省共済組合 南青山会館
- 所在地 東京都港区南青山五丁目7番10号
TEL: (03)3406-1365
- 交通 地下鉄銀座線・半蔵門線「表参道」駅 (B3出口) が便利です。

